平成２２年（フ）第９３号
栃木県足利市山下町1906番地
債務者　湯澤　勝美
1　決定年月日時　平成22年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月６日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（フ）第９４号
栃木県足利市山下町1906番地
債務者　湯澤　德子
1　決定年月日時　平成22年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月６日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（フ）第４４１３号
大阪市北区池田町１番44号　松木マンション201号室
債務者　寺田　郁子
1　決定年月日時　平成22年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月17日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４５０６号
大阪市住吉区墨江３丁目20番３号
債務者　伊藤　友正
1　決定年月日時　平成22年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３８１３号
大阪市阿倍野区三明町２丁目７番23号宮本マンション402号
債務者　水谷　雅裕
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月31日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４８４４号
大阪市住吉区遠里小野３丁目１番12号オリオノシャトル３Ｃ号
債務者　冨賀見由里
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月31日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２２年（フ）第２３０号
静岡県富士市中丸400番地の１パラシオン中丸203号
破産者　田中　　勇
1　主文　当裁判所が平成22年５月17日になした破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間を定める決定中、破産者の住所につき、「静岡市清水区江尻東２丁目５番３号」とあるのを、「静岡県富士市中丸400番地の１パラシオン中丸203号」と更正する。
2　決定年月日　平成22年６月25日
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続終結

平成１９年（フ）第８７４号
宮崎県延岡市石田町4452番地１
破産者　株式会社日本ブルックス
1　決定年月日　平成22年６月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
宮崎地方裁判所破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２１年（フ）第１４７３号
堺市中区楢葉99―１、開始決定時の住所大阪府河内長野市荘園町21番１号
破産者　浦崎　　晃
1　破産債権の届出期間　平成22年７月23日まで
2　一般調査期日　平成22年９月６日午前11時30分
平成22年６月28日
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第３１３号
埼玉県加須市愛宕２丁目４番41号、旧住所埼玉県加須市花崎１丁目26番地１　ハイツパミール205
破産者　鈴木　葉子
1　破産債権の届出期間　平成22年７月28日まで
2　一般調査期日　平成22年９月６日午前11時45分
平成22年６月28日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１４２号
福井市大東１丁目８番12号
破産者　吉岡　雄策
1　破産債権の届出期間　平成22年７月29日まで
2　一般調査期日　平成22年９月14日午前10時10分
平成22年６月29日
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５１７号
京都府宮津市字獅子崎144番地の14
破産者　有限会社山松
1　破産債権の届出期間　平成22年８月10日まで
2　一般調査期日　平成22年９月16日午後１時30分
平成22年６月29日
京都地方裁判所第５民事部破産係

破産債権の特別調査期日

平成２１年（フ）第３９００号
大阪市中央区南新町２丁目２番８号
破産者　株式会社ニッコー
特別調査期日　平成22年８月５日午後１時30分
平成22年６月28日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成１８年（フ）第２４７号
山口県岩国市中津町３丁目３番３号
破産者　株式会社防長新聞社
異議申述期間　平成22年８月９日まで
平成22年６月29日　山口地方裁判所岩国支部

平成２２年（フ）第２０７３号
大阪府八尾市南亀井町２丁目３番18号
破産者　株式会社エムシーオン
異議申述期間　平成22年８月23日まで
平成22年６月28日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２０７４号
大阪市天王寺区生玉町11番29―402号
破産者　中村　武文
異議申述期間　平成22年８月23日まで
平成22年６月28日
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算終結

平成２２年（ヒ）第４号
埼玉県北足立郡伊奈町大字小室字元宿6932番１
清算株式会社　日和工業株式会社
代表清算人　粕谷　富夫
1　決定年月日　平成22年６月25日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
さいたま地方裁判所第３民事部

監督命令

平成２２年（再）第７６号
東京都新宿区百人町１丁目13番５号
再生債務者　株式会社ミツワ紙工所
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　東京都港区西新橋２―16―２全国たばこセンタービル７階　馬場・澤田法律事務所　弁護士　澤田　和也
平成22年６月25日
東京地方裁判所民事第20部